新型インフルエンザ発生時の報告ルート及び様式等

学校保健安全法第１９条の規定により、出席停止の措置をとった場合

1　市町村（学校組合）立幼稚園・小・中・特別支援学校
　　↓ ※1
　市町村（学校組合）教育委員会
　　↓ ※2 （別紙様式２）　　↓ ※2 （別紙様式１）
　所轄保健所　　各教育局 → 小中学校課 → スポーツ健康教育課

2　県立学校 →（※3） スポーツ健康教育課

3　鳥取大学附属学校 →（※3） スポーツ健康教育課

※１　従来、各設置者に報告している様式で可。
※２　学校欠席者情報システムへの入力により代えることができる。
※３　学校欠席者情報システムへの入力による。

学校保健安全法第２０条の規定により、学校の全部又は一部の休業を行った場合

1　市町村（学校組合）立幼稚園・小・中・特別支援学校
　　↓ （別紙様式３）
　市町村（学校組合）教育委員会
　　↓ （別紙様式２・３）　　↓（別紙様式１・３）
　所轄保健所　　各教育局 → 小中学校課 → スポーツ健康教育課

2　県立学校 →（別紙様式４） 所轄保健所及び高等学校課（特別支援教育課）
　　↓
　スポーツ健康教育課

3　鳥取大学附属学校 →（別紙様式４） 所轄保健所及びスポーツ健康教育課

夏期休業中におけるインフルエンザ様症状の集団発生状況報告

1　報告ルートは「学校保健安全法第２０条の規定により、学校の全部又は一部の休業を行った場合」に同じ。

2　報告様式は、別紙様式１～４に代わり、別紙様式７～１０によること。

【報告時期】　措置決定後、速やかに報告すること。

【報告方法】　様式による報告は、第一報を速やかにファクシミリの上、後に文書で報告のこと。

報　告　先	ファクシミリ番号
県教育委員会スポーツ健康教育課	０８５７－２６－７５４２
〃　東部教育局	０８５７－２２－１６０７
〃　中部教育局	０８５８－２３－５２０３
〃　西部教育局	０８５９－３５－２０９６
鳥取保健所	０８５７－２２－５６６９
倉吉保健所	０８５８－２３－４８０３
米子保健所	０８５９－３４－１３９２
日野保健所	０８５９－７２－１０９９